

同意書

まわる市民協働運営チーム
代表殿

私は、まわる市民協働のメンバーになり、施設・制度・メディアを利用するにあたり以下の規約に同意します。

まわる市民協働とは

まわる市民協働とは、自由な個人が、自分たちの問題を解決するために、対話して行動するための自主的な互助のつながりです。まわる市民協働運営チーム（以下、運営チームと表記）が企画運営します。

利用の権利

メンバーは、この規約に同意することで利用する権利を得ることができます。利用権は第三者に譲渡・貸与することはできません。

善良なる管理者の義務

メンバーは、まわる市民協働を利用するにあたり、善良なる管理者の義務を負います。運営チームは、メンバーを善良なる管理者として扱います。

設備の利用

メンバーは、まわる市民協働の設備（オフィススペース、ロッカー、掲示板など）を利用することができます。ただし、他のメンバーの迷惑になる行動はできません。メンバーは、施設を占有する場合、別途運営チームが設置する予約フォーム等で適正に予約します。運営チームは、メンバー間の紛争があった場合にのみ、利用状況に介入します。

住所の利用

メンバーは、運営チームの許可を得て WEB・名刺等へまわる市民協働の住所を記載することができます。法人の登記も運営チームの許諾をへて可能です。郵便物の保管期間は原則1ヶ月となります。紛失した際には一切の責任は持ちません。運営チームに無断で、HP や名刺などに住所を表記することはできません。

利用時間の順守

メンバーは、別途運営チームが定める施設利用時間を順守します。

コミュニティへの参加

メンバーは、別途さだめる SNS・メーリングリスト等に参加し、適切に運営チームおよび他のメンバーからの応答に対応する責任を持ちます。運営チームは、コミュニティ内のメンバー間の紛争に責任を負いません。

広報への協力

メンバーは、まわる市民協働の活動趣旨の範囲内で、広報宣伝のための取材に積極的に協力します。取材を拒否する場合は、合理的な理由を運営チームに開示します。

脱会

メンバーは、脱会する場合、脱会日の1ヶ月前に、運営チームに書面にて連絡します。脱会後は利用権を失います。

利用が禁止される事業

下記に関連するメンバーは、まわる市民協働を利用できません。利用権を失います。

- ・法令に反する事業、及び反する恐れのある事業
- ・公序良俗に反すると運営チームが判断した事業
- ・性風俗関連の事業
- ・暴力団関係者、及びそれに関する事業
- ・マルチ商法、及びそれに関連する恐れのある事業
- ・その他、運営チームが不相当と認めた事業

メンバー個人情報の利用

運営チームは、メンバーが登録時に提供した個人情報を、まわる市民協働の運営に関わる事業以外には利用しません。

損害賠償

メンバーは、施設の利用中に、故意・過失に関わらず、自らの責任において発生した損害を弁済します。運営チームは、損害賠償を請求する権利を持ちます。

免責規定

運営チームは、本規約、施設利用に関してメンバーが被るいかなる損失、損害についても責任を負いません。

以上

住所

氏名

(印)